

佐賀県災害対策本部規程（昭和38年6月13日）の一部を改正する。
平成30年3月30日

佐賀県災害対策本部長 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(本部組織)</p> <p>第3条 本部に、本部会議並びに<u>対策部及び班</u>を置く。</p> <p>(対策部等)</p> <p>第5条 第3条の対策部<u>及び班</u>の所掌事務は、別に定める。</p> <p>2 対策部に<u>対策部長、対策副部長、班長、副班長及び班員</u>を置く。</p> <p>3 対策部長、<u>対策副部長、班長及び副班長</u>は、別に定める者をもって充てる。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>班長は、対策部長の命を受け、対策部の担当事務を分掌する。</u></p> <p>7 <u>副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(地区対策班)</p> <p>第6条 地方における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため本部に<u>地区対策班</u>を置く。</p> <p>2 <u>地区対策班の名称、位置及び所管区域は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>地区対策班は、その所管区域内にある県の現地機関をもって組織する。</u></p> <p>4 <u>地区対策班に、地区対策総括班長を置き、土木事務所長をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>地区対策総括班長は、本部長の指示を受け、その所管区域内における災害対策に関する事務を処理する。</u></p> <p>6 前各項に定めるもののほか、地区対策班の組織等に関し必要な</p>	<p>(本部組織)</p> <p>第3条 本部に、本部会議<u>及び対策部</u>を置く。</p> <p>(対策部)</p> <p>第5条 第3条の対策部の所掌事務は、別に定める。</p> <p>2 対策部に<u>対策部長及び対策副部長</u>を置く。</p> <p>3 <u>対策部長及び対策副部長</u>は、別に定める者をもって充てる。</p> <p>4・5 略</p>

改正前	改正後
<u>事項は、本部会議及び対策部の組織に準じ、地区対策総括班長が定め本部長に報告するものとする。</u>	